

## 第2回入札制度等監視委員会議事録

### 1 委員会の概要

(1) 日 時 平成19年6月18日(月) 午前9時30分から午後0時45分まで

(2) 場 所 杉妻会館3階 百合の間

(3) 出席者

#### ア 委員

清水修二(委員長) 安齋勇雄 岩淵敬 小川静子 杉山元治 田崎由子 常松明男

羽田則男 松野義廣 森岡幸江

#### イ 県側

総務部長 総務部政策監 入札改革参事 入札改革主幹 入札改革主幹

総務部総務予算参事 出納局総務管理主幹 自然保護グループ主幹 学校施設グループ主幹

相双農林事務所次長兼企画部長 県南建設事務所主幹兼事業部長 喜多方建設事務所事業部

長 外 各発注機関担当者

(4) 次 第

#### ア 開会

#### イ 辞令交付

#### ウ 議事

##### (ア) 審議事項

a 入札参加資格制限の見直しについて

b 抽出案件について

##### (イ) 報告事項

a 県発注工事の入札等結果について

b 指名停止の運用状況について

c 談合情報への対応状況について

##### (ウ) 各委員の意見交換

##### (エ) その他

#### エ 閉会

### 2 発言内容

#### 【入札改革主幹】

おはようございます。

定刻となりましたので、ただいまから第2回福島県入札制度等監視委員会を開会いたします。

なお、本日の会議は、省エネルギーあるいは地球温暖化防止のため、軽装での開催とさせていただきますので、御了承いただきますようお願いいたします。

始めに、本日は、公募委員の方を加えまして、12名体制となって初めての委員会となりますので、公募委員の方の辞令の交付を行います。

御名前をお呼びいたしますので、公募委員のお二人にはその場で御起立をいただきますよう、お願い申し上げます。

(総務部長から各委員へ辞令を交付)

#### 【入札改革主幹】

それでは議事の進行につきまして、清水委員長よりお願いいたします。

#### 【清水委員長】

皆さんおはようございます。

杉山さんと常松さんよりお願いいたします。

進行中わからないことがありましたらどうぞ遠慮なく質問をしてください。

いちいち説明をしていると時間を食いますのでしませんけれど、わからないことがあったらどうぞ。

それでは、審議に入ります。

今日の議題につきましては、御覧のとおり審議事項2件、報告事項3件でありますけれども、最初に審議の公開・非公開に関してお諮りしたいと思います。

皆さんのお手元に会議の公開等に関する取扱要領がありまして、その2条に公開しない場合の事情について3つ挙げられております。

第1が事業者の正当な利益を損なうおそれがある場合、2番目が私たちの間で自由な議論ができなくなる場合、もう1つが犯罪の捜査に支障をきたすおそれがある場合ということになっております。

それで、この委員会は原則公開ですので、なるべくオープンにしたいと思っておりますが、談合情報に関わる案件については、これを非公開とするということは合意されております。

もう1つ個別の案件について審査時にこれを公開するか非公開とするかはケースバイケースになるわけですが、どうでしょう委員の皆さん今日テーブルに載る案件を見た上で、これちょっと公開すると言いたいことが言えなくなるということがもしおありでしたら、おっしゃっていただければ非公開ということがあり得ると思うんですが、もしそういう格別の案件がなければ公開という扱いにしたいと思いますが、問題ありませんか。

(異議なしの声)

それでは、談合情報に関わる報告事項のウ、これについてのみ非公開ということにさせていただきます。

ですから、談合情報に関する議題になった時は、傍聴の方は御退席いただくことになります。

審議の結果については後で私がマスコミの方にお話しをいたしますので、御協力をお願いいたします。

それでは、審議に入りましょう。

審議事項のア「入札参加資格制限の見直しについて」です。

提案のポイントを事務局から説明してください。

#### 【入札改革参事】

(資料1により説明)

#### 【清水委員長】

審議の対象となっているのは3つありまして、いずれも入札参加資格制限の話ではあるんですけども、1つは公取が課徴金の減免をやった場合の措置、2番目が自ら私たちが調査してクロだと判断した場合の資格制限、それとこの委員会に密告があった場合の扱いということですよ。

事務局の意向では3番目については、今日結論を出さず継続にさせていただいて結構だということでありまして、確かに談合情報の真偽の鑑定というのは結構難しいのです。

これは今日の報告事項の最後で具体的な件についていろいろと報告いたしますけれど、慎重に扱った方がいいと思っております。

さて、第1の課徴金の減免が行われた場合ということで、それに対応して資格停止の期間を一律2分の1ということにしてはどうかという提案です。

この件についてはいかがですか。

中央公契連というのがあるのを初めて知りましたが、そこではそのようにしているということですよ。

他県でもやっているとおっしゃっていたけれど、東北5県みんなやっているんですか。

#### 【入札改革参事】

岩手県が未だでして、近々7月から導入したいということでございます。

そのほかは既に導入されております。

#### 【清水委員長】

いかがでしょうか。

特に御異論はありませんか。よろしいですか。

全国的にそういうことになっているようですので、そのように判断いたしましょう。

#### 【安齋委員】

事務局にお伺いしたいんですが、公取は課徴金を免除したときも事業者名を公表しているんですね。

結局情報提供をしたところを守る必要はないんですね。

【入札改革参事】

公表する義務にはなっておりません。

公正取引委員会の課徴金減免の制度を適用して免除になったということを企業が公表した場合に出てきます。

それによって企業で何がメリットになるかといいますと、うちの企業は談合とは決別している、談合はやらないということを広く周知することによって、企業のイメージアップになるというようなことでございます。

【清水委員長】

しかし、談合に一度参加した業者が気が変わって通報するというケースですね。

そうでない者が指摘するというのとは違いますから、やってないことを表明することには必ずしもならないと思いますけれど。

【杉山委員】

課徴金制度の立入検査後の確認なんですけれども、立入検査後はすべて30%というのと合計3社までというのがありますがどういう風に解釈したらいいのでしょうか。

【入札改革参事】

合計3社までということであります。

【杉山委員】

わかりました。

【清水委員長】

それでは2番目ですけれども、この委員会が調査した結果、これは談合を行っている判断した場合の資格制限の仕方です。

これについて、質問、御意見併せてお出しいただきたいと思います。

【岩淵委員】

談合を確認した場合だから、これは間違いのない、そういう事態の場合だと思うんですけれども、その場合において、なぜ、刑事告発、逮捕と同じ24か月にして、公正取引委員会の排除命令より長い期間になるのか、その辺の理由付けというのがどこにあるのか教えていただきたい。

【清水委員長】

なぜ24か月なのかということなんです。

【入札改革参事】

ここは、検討段階でもいろいろ意見のあったところでございまして、今、委員がおっしゃったように24月と18月のバランスの問題があるのではないかとということもありました。

それで24月とした理由につきましては、その後の手続きに関わらず、クロと確認した場合は、24月をかけるのがいいのではないかとということで、先ほども御説明しましたが、談合の発生予防の趣旨からして、ここは重くした方がいいのではないかとということで案としてお出ししましたが、確かにここについてはいろいろ意見のあるところだと考えております。

【清水委員長】

御意見ありましたら、出していただきたいと思います。

ほかはどうですか。この件については。

アスタリスクの付いた所の最初の「この場合であっても、公正取引委員会が処分をせず、また県警も逮捕等の必要なしと判断する可能性がある」にも関わらず、この委員会の独自の判断でこういう措置を執るという提案ですね。

これは、つまり、公取が処分しないあるいは県警が逮捕しないことをもって疑いが晴れたとは考えないということなんです。

我々の判断がだからといって間違っていたと考える必要はないという趣旨なんです。

相当この委員会の権威を認めるそういう提案になっております。

【松野委員】

今、事務局から御説明あったとおりバランスということから考えると、やはり24か月というのは重すぎるんじゃないかというのが実感です。

当監視委員会には、規定を改正されて、調査権限は与えられましたけれども、やはり逮捕特

権のような公権力みたいなものは与えられてないわけです。

やはり、権力というものを考えた場合、我々がどこまでできて、どこから先はそれなりの特権を与えられた官公庁にお任せするのが筋だと思いますので、24か月という一番重い制限期間を課すというのはあまりにも逸脱した考え方というか、バランスを欠いた考え方ではないかと私は思います。

【清水委員長】

ということは18か月でいいのではないかという趣旨ですか。

【松野委員】

18か月もいいのか私は判断できません。

皆さんが18か月辺りが適当ではないかということになれば、それは受けざるを得ないと思うんですが、こういったことまで当監視委員会で制限を加えていくということ自体いかなものなのかなという疑義を持っています。

【清水委員長】

ただ、この委員会が独自に資格停止の措置を執るということは、この委員会の方向として合意されています。

その上で具体的にどうするかということが、今回テーブルに上がっているわけです。

この数字は24か月か18か月となっていてこれに準ずるということだけであって、ほかの数字を持ち出そうとしても特に根拠を与えることは難しいと思います。

【安齋委員】

他県はどうなのでしょう。24か月という最大を採っているんですか。24か月以内なんですか。

【入札改革参事】

他県はそもそも(2)のような監視委員会がクロと認めた場合にかかるというような規定はおそらくないと思います。

【清水委員長】

ということは入札を流すということだけということになるわけで、それ以上の措置は執られていないということになりますね。

ただ、私はそれでは不十分だと思います。

入札をなかったことにしてそれでお終いというのは調査してクロだとした意味があまりないと思います。それ以上追及しないということですから。

何らかの措置は必要だと前から思っています。

【杉山委員】

私は松野さんの考えと逆でして、談合をなくすということを前提にしているので、私は24か月でいいのではないかと思っています。

【清水委員長】

安齋さんは24か月以内としておけばいいのではないかというお考えですか。

【安齋委員】

今の情報だと、いずれ国の方で24か月が36か月に延びますよね。そうすると自動的にこれも36か月になるのかなと。その辺で「以内」というのが良いのかなと思ったんですけど。

ただこの委員会が条例に基づく委員会ということでかなり重くなりましたので、そういう意味で談合をなくすためには厳しく対処しますよという姿勢を見せるためには、懲罰というのは必要だと思います。

その期間をどうするかというのが悩ましい所なんですけれども。

国が36か月に延びたときも自動的にこれも36か月に延びますよね。

【入札改革参事】

国の方の上限が36月になったとしても、県の決定を経ないといけませんので、自動的になるわけではございません。

なお、入札参加資格制限の考え方につきましては、逮捕とか公正取引委員会が命令を出したとか、そういうような公になった事実を踏まえてかけているわけですが、そういう客観的な事

実を捉えてかけているわけございまして、そういう意味では、今回提案している(2)については、あくまでも監視委員会がクロと認定した場合にかけていこうということになります。

【安齋委員】

そういうことでしたら、この委員会がかなり重みを増した委員会だということを踏まえまして、原案どおりで私は良いと思います。

【岩淵委員】

確認したいんですけども、委員会で確認したと。その後公正取引委員会の方でも確認して、こちらが24か月かけた後で排除命令が出たという場合はどういう扱いになるんですか。

24か月がそのまま生きるという感じになるんですか。

【入札改革参事】

そのまま生きるということです。

【安齋委員】

後で非公開で言うんですけど、談合情報で初めての調査をやったんですが、非常に難しいです。

難しい上でクロと断定するのは余程ひどいケースで、だとすれば断固たる措置を執るべきだと思います。

【清水委員長】

今回のヒアリングの私の印象では、1年指名停止を食らったら土木の場合潰れると小さな所は言っております。

半年でも持たないと。それだけ談合をするリスクが高まっているという意識だと思います。

だから24か月指名停止の処分をするということは小さな所には潰すということと等しい措置だと思います。

ですから、ここでは疑わしい場合にはこの措置は執らないということで、明白にクロであるというケースに限定した提案にはなっていると思いますが、相当きつい処分になるということでは確かであり、それは12か月であろうと24か月であろうと同じ重みなのかもしれないと私は感じます。

ほかの委員の方はいかがですか。

【常松委員】

私は原案に賛成したいと思います。

といいますのは、外国の場合ですけれども、アメリカの場合は3年、36か月停止なんですね。

それとフランスの場合には、贈収賄罪との関連から5年から10年と極めて厳しい措置を執っている国があります。

本委員会では、先ほど安齋委員からもありましたように、ここで事実が明確になるというのはかなりの状況だということを考えた上で、やはり、談合というものは絶対やるべきではないという前提に立ってやるとすれば原案で賛成したいと思います。

【清水委員長】

ほかの方どうでしょう。

【小川委員】

私もこの前調査してきて、非常に談合と認定する難しさを痛感してきました。

ただやはり、業界の中で談合というのが嘗々と行われてきたという事実がありますし、そこで建設業者だけに厳しい処分が行くというのはいまいち24か月にして良いとは言い切れない部分もあるんですけど、ただ、談合はいけないんだということを実感していただくというためには、やむを得ないのかなという、私個人としては、断腸の思いもありますけれど、本当にやむを得ないと思います。

だから、これは24か月にしたって、18か月にしたって業者にしては大して変わらない重みだと思うので、私は24か月で今回の場合はやむを得ないのかなという思いをしております。

【清水委員長】

松野さん少数意見なんだけれども。

皆さんがそうであればそれでいいとおっしゃいますか。

【松野委員】

私の意見は、あくまでもバランスは欠いているなというのが実感でございます。

ですから、小川委員から18か月も24か月もあまり変わらないだろうという御意見ございましたけれど、やはり業者の立場になって考えてみれば、そういう御意見はいかなものかなと思います。

談合はあくまでも罪悪視しなければなりません。完璧に排除していかなければならないですけど、ここに掲げられた資料からいけば、やはり逮捕等と同様に我々の決断で最大に持って行くというのはやはりバランスに欠いている。

あくまでも公正取引委員会の排除措置命令、課徴金納付命令の18か月に最大収めるべきではないかと私は考えます。

【岩淵委員】

やはりずっといろいろ考えましたけれど、バランスは重要ではないかという気がします。

1年も2年も同じじゃないかという議論はありますけれど、それは、ある意味では暴論でありまして、それであれば刑務所に1年入るのも3年入るのも10年入るのも同じではないかというのと同じことで、そうではなくて、どういう場合に刑が重くなるかということは重要ではないかと思しますので、ある程度刑事告発するまでもないような事件だという捜査当局の判断とか公正取引委員会の判断がある中で、ここだけ24か月という最長を採るのははたしてどうなのかという非常に疑問はあります。

従いまして、私としては18か月程度で収めておくのがいいんじゃないかという意見であります。

【清水委員長】

先ほど私も言いましたけれども、どちらにしても違いはないといった趣旨は、18か月でも会社が保たないという点では同じだということであって、潰れてしまえば資格停止が長かろうと短かろうと同じことですから、同じ重みをもったペナルティーだという趣旨です。

今岩淵さんおっしゃったのは私らが判断を下した後に公取だの警察だのが異なる判断を示すということもあり得る、そういう趣旨も含んでいらっしゃるんです。

だからそうなった場合には、我々の判断そのものも変える可能性もあるとお考えですか。

【岩淵委員】

はい。

【清水委員長】

そうすると大分提案と違うよね。

公取や警察がどう判断しようと私らは私らで判断するんだというのが、この提案になっておりますので。

ちょっとこれは難しいね。別の論点が入ってきたから。

【岩淵委員】

私が問題にしているには期間の問題なんですよ。

実際認定したというのは事実関係としてであると。ただ警察や公取が認定した中で刑事告発に至らなかったあるいは課徴金納付命令までいかなかった場合に、当委員会が24か月ということで維持していいのかという問題なんです。

そうであれば措置命令の18か月程度でその時点ではいいんじゃないかという考え方なんです。

こちらが先に認定して24か月にしちゃって、刑事告発されれば24か月で同じでいいじゃないかという考え方なんだろうと思うんだけど、でもそうしなかった場合、やはり違うんじゃないかという疑問があるんで、だとすれば、もし認定するとすれば、どこでやるのかという絡みで、逆に言うと18か月にして刑事告発されたらさらにプラスするというのを考えた方がまだいいんじゃないかなという気がしないでもない。

【清水委員長】

当委員会の判断と公取や警察の判断が食い違った時は最終的には裁判ですよ。

業者の方が訴えて対抗するというところで決着をつけるしかないと思いますけれど。

この件、継続にしませんか。

【岩淵委員】

ちょっとまだこちらわからないからきちんとまとまってないんで、印象だけなんですけれども、ちょっとまだ引っかかっていますんで。

【清水委員長】

ペンディングにしましょう。

この件は次回継続にさせてください。

次、もう1つ。これは、継続前提ということで提案されているものですが、当委員会に告白が行われた場合にどうするかということについてです。

これについては、質問でも御意見でも結構ですがいかがですか。

【田崎委員】

この後ウ（「談合情報への対応状況について」）のところ少し教わるのかなと思いますが、私は談合等調査部会には入っていないので流れがわからないんですけれども、この最後の一定要件という所は、条件としていくつかがあってすべてを満たすのか、あるいは最低ここだけは満たしていないとダメなのかその辺なんですけどどうでしょうか。

【入札改革参事】

談合をした者でないといけないような特定の情報、例えば落札予定金額だとか、談合をした業者名だとか、どこで行われたとか、そういうものを記載したメモだとかその場にいた者でないといけないような情報ということで一般的には考えております。

【清水委員長】

2件目とつながるんだけど、当委員会としては確実な情報で、クロであると判断されるような情報が揃ってないとダメだということだと思います。

今おっしゃったようにこれとこれと揃っていればという、そういう言い方は難しいと思います。

率直に言ってヒアリングをした時の心証というか、相手方の表情とか言い難いものもありまして、なかなか簡単には表現できないです。

【小川委員】

私はこの制度を取り入れるのは今のところは反対なんです。

今回の課徴金の減免制度というのは、カルテルのようなものには効果があるという評価が出ているんですけれども、公共調達に関する談合防止のためにこれを即使うのはどうかという御意見も一部から出ておりますし、結局談合から離脱することのリスクというものがものすごく大きいと思うんです。

どうしても地方の場合は、地域性というものがあって、今までは指名で、今度は一般競争入札になりますが、今回上がった抽出案件を見ても、どうしても一般競争入札といっても同じような地域の方が参加されているというのが多いので、そういった中で一種の談合破りというようなことをした時に、その業者が負うリスクというのはかなり大きなものがあると思うんです。

だからそういったものを取り入れれば、即談合が防げるかという非常に疑問を感じるものが強いので、防止策として悪くはないと言われておりますが、今すぐに取り入れるものではないかという気がしてます。

今の段階では、業者の名前を隠して匿名でもできるけれど、今度は自ら公表するようになれば、これまでの情報提供の仕方と手法が違うので、そういう風になった場合の業者の立場というのは難しくなるので、効果がそんなに期待できないのではないかなと思うので、確かにこういう制度を作れば、談合を防止するという意味で形の上では、行政側でも福島県はこういう制度を作ったという一種の達成感はあるかもしれないんですけれども、実際現実のことを考えるとあまり効果は期待できないような気がするので、そこまで踏み込んでやらなくてもいいのではないかなという気がします。

【清水委員長】

前の佐々木弁護士もこれをやろうという趣旨ではなくて、こういう制度を作れば抑止力になると。あくまでもそこを狙いだとおっしゃってたけど、小川さんは逆効果があり得るということですね。

【岩淵委員】

これは、この委員会に申し出て、その後談合情報は確認できなかったんですけども、その後

やっぱり談合があったということで排除命令なんかが出た場合に、前もってそういうことをやっていたから2分の1に短縮しようかというのが一番の趣旨になるわけですか。

【入札改革参事】

はい。

【岩渕委員】

私自身としては、どれだけ効果があるというのは分からないけれども、それなりに制度としては考えられるかなという気がします。

ただ、ちょっと引かかるのは、こういうことはあまりないのかもしれないけど、最後に談合が摘発になることを見越して、談合情報だけを出しておいて、後でバレたら私が申告しましたので2分の1にしてくださいというのがあるかもしれないという程度の問題で、あまりないだろうという気はしますけど。

ただ、方向としてはそれなりに良い制度ではないかなという気がしています。

【安齋委員】

別の方で話題になった内部通報制度と同じなんですけど、ただあの場合は内部通報者を守る制度ですね。

これも制度としては必要だと思うんですが、もう一つ悩ましいのは内部通報制度と同じで業者を守る必要があるのではないかなと。そうなれば2分の1じゃなくて100%免除という形が何かで守ることもあった方がいいのかなと。逆に我々は情報がないと動けないんです。

マスコミから口頭で言われただけでも弱くて、実際来た投書のコピーかなんかをもらわないとなかなか動きづらいということを考えると、こういう情報は、ドンドンというのも変な話ですけれども、我々としてはないと動けない。こういう制度を設けておいて促す必要はあります。

あともう1つは協力してくれた人を守る必要があるかないか、その辺も含めてやった方がいいんじゃないかなと。そういう意味でも継続審議でもう少し揉んだ方がいいと思います。

【入札改革参事】

2分の1につきましては、検討段階でも意見がありまして、全額免除にした方が良いのではないかという意見もございましたが、ここは(1)の課徴金の減免制度とのバランスを考えて、やはり2分の1ではどうかということでございます。

やったことには変わりはないという意見から2分の1ということにしております。

【清水委員長】

内部通報者を守るという趣旨からいうと、この停止期間をゼロにしても守ったことにはならないですよ。

わからないようにすればそうですけれども。

【安齋委員】

この前の調査でも分かったんですけども、福島県内の業者というのは地域的な問題で一種の村みたいな組織ですので、そこでなかなか内部通報というのは言いづらいんだと思います。

だから、無記名でやるという形が増えているんじゃないかと。

おそらく、談合情報というのは県庁に来たというよりは、マスコミの方に行っているというケースが多いんじゃないかと。おそらく業者としては唯一のはけ口といたら失礼ですけども、行っているんじゃないかなと。

だから逆に言えば、談合はおかしいですよという異論はあるんだと思うんです。そのはけ口をマスコミに言ってマスコミの方で騒いでくださいということであるので、その辺をどうするのかということで、私は100%免除にすれば公表しないんだから業者を守れるのかなと。

そういう途も1つにあれば、逆に情報提供も来やすいんじゃないかなと。そういう効果も入れた方がいいかなと思ってます。

【清水委員長】

ただ公表しないというのは事実として可能なんですか。

要するに談合に参加した者から一人裏切って通報したという場合に、処分のされ方を見たら一人だけ処分されていないということは歴然なんじゃないんですか。

この件は、今回一番最後の報告事項で具体的なケースについて学習するというので、改め



てその上で考えましょう。

では、この件は継続審議といたします。

それでは、次の議題で「抽出案件について」ということになります。その前に報告事項のA及びイで全体的な状況をお願いしたいと思います。

【入札改革参事】

(資料3、3 - 1及び4により説明)

【総務部総務予算参事】

(資料4により説明)

【出納局総務管理主幹】

(資料4により説明)

【清水委員長】

どうでしょうか。全体渡って見ていただいて何か気がついたことがあれば出してください。

【羽田委員】

数字だから事実なんでしょうけれど、3 - 1で18年度、17年度の工種別の比較がされておりますけれど、1つだけ17年度から見ると増というのがあるわけです。「鋼橋上部工事2.47%」。ほかは押しなべてマイナスなんです。どういう見解を持っているのかお聞かせください。

【入札改革主幹】

鋼橋上部工事ではありますが、17年度の落札率を他の工事種別と比べて御覧になっていただくと、これのみがかなり低い状況でございます。

鋼橋上部工事については、業界の関係なんだろうと思いますが、いわゆる競争が激しい状況でございまして、17年度においても78.77%平均ということで低い数字に元々ございました。

それが81.24ということで若干上がってはおりますが、この上がり具合と申しますのは、おそらく、それぞれの工事の入札の結果の中でこういう結果になったということでございまして、何かの原因で上がっているということではなくて、競争が激しくなされた中で差が生じているということだろうと考えております。

【清水委員長】

参加している業者の数が減っているとか、そういうことはないですか。

【入札改革主幹】

そういうことではなくて、あくまでも、激しい競争が行われている中での昨年度と一昨年度の差であろうと考えております。

【清水委員長】

叩き合いをしすぎて多少流れが変わったということなののでしょうか。

推測するしかないでしょうね。

それでも18年度依然として落札率が最も低いですよ。

【安齋委員】

検証委員の時にちょっと調べたんですが、その時の印象を申し上げますと、橋梁工事、サドネスなんです。

最低制限を設けていないんで、デスマッチでやっているんですが、もう1つは70%台で落ちた時代があったんですが、業者を呼んで聞いた話ですと、10年に1回の実績がないと入札に参加できない。そういう時にぶつかると損を覚悟で叩くらしいです。

そういう時に何者かがぶつかると業界の水準を割っちゃって叩き合いになる。それが終わると若干戻る。そういう繰り返しがあるようなんです。

特に大きな理由で談合とかそういうことではないです。

むしろ、感じからすると、橋梁が一番今のところ談合がない工種のようなのです。

【清水委員長】

私の方からコメントしますと、一般競争入札にした場合に、応札業者の数がどう変化するかということが、非常に興味があるんです。

一般競争入札は既に試行的に行われているわけで、資料3の5ページ目の右側に参加業者数

がありますが、1番上の案件は32者、次は28者、17者と相当多いんですが、中には4とか5とかそういう数字になっております。

それから9ページの土木部の一般競争入札の右側を見ると13者、12者、14者と並んでいますが、2者とか3者とかいうところもあるわけです。

指名競争入札の場合は、10者という位で大体業者の数は一律なんですけど、一般競争入札にした場合には、非常に応札者が増えるケースと減ってしまうケースと両方あるということです。

例えば、土木部の件で言いますと10番目のいわき建設事務所の交通安全施設等整備工事というのは2者の参加だけれども落札率は75.7%なんです。

これは、一例なんですけれども、応札業者の数と競争の度合いというものは、明確な相関はないという風に見えます。

これは私のコメントです。

ちょっと戻って5ページ目、先ほど見た部分なんですけど、農林水産部の一般競争入札の7番目から11番目「海岸災害復旧」を見ますと入札の参加業者は2、3、4、5、6とたまたま並んでいますけれども、全部同じ業者が落としているわけです。

それで落札率は様々でありますけれども90%から93%くらいです。

この工事は同じ地域の海岸災害復旧について、結果的に同じ業者が全部引き受けているわけであって、これは工事のやり方としては効率的になるんだと思うんですけども、競争が行われているにしては、ちょっと結果はできすぎだなという印象は受けます。

だから、参加業者は2、3、4、5と数者あるんですけど、これは理論的な話で想定できるという話ですが、これは1者しか応札しないと入札が流れてしまうということになった場合に一応数者が応札はするが、しかし大体ほかの業者は遠慮するということがあり得るということです。そうだと私は決して言いませんが。

だから、一般競争入札というのはそういう形で事実上、何と言いますか、談合とは言わないまでも一定の業者間での受注調整というものは暗黙のうちに行われるということはあるかと私は思います。

だから、一般競争入札が完全なものではないということにもなるかと思えます。

今のは仮の話ですからね。

決してそうだとやっているわけではありません。

70%台の落札率というのは結構ありますね。条件付一般競争入札でも指名競争入札でも。先ほど紹介されたように全体の平均の落札率が下がってますし、やはり制度改革が行われているという影響はそれなりに観察できるんじゃないかと私は受け止めました。

資格制限の運用状況については、お気づきのことがありますか。

(特になし)

郡山の運転免許センターの談合に関係して、私、郡山である学習会に行ったんですけど、労働者からこの談合で指名停止を食らったおかげで100人だったか200人だったか労働者が失業したんだと言っておりました。

つまり、経営者がこういうことをやったおかげで労働者が職を失うという実態があるんですよと訴えられました。

実際そうでしょうね。

ほかの業者の所に行けばそっちで仕事ができるんですよということは言えますけれども、なかなか現場の方はきつい状況だということです。

よろしいですか。報告を受けたということで。

では、この件は終わります、いよいよ抽出案件の審議ということですが、ここで5分間休憩を入れます。

《休憩》

それでは抽出案件の審議に移りますが、抽出していただいた委員の方からどういうものを選んでかということを中心に簡単に説明してください。

【安齋委員】

今回の抽出は私と岩淵委員の2人で行いました。

それでは、私の方から簡単に説明します。

事務局からいろんな資料を出していただきまして、2回ほどスクリーニングかけましてお互い数件選んで、そこで選んだものをさらにもう1度スクリーニングかけて、最終的に5件を選びました。

5件を選んだ理由は原稿にもあるんですが、落札率の高い工事と落札率の低い工事とその他という形で資料がありましたので、それぞれから選んでみようということで、結果的に落札率の高い工事としましては、尾瀬沼の事業を選びました。これは特殊な事業で県の予算ではなくて環境省の予算を使って県が入札を代行するという特殊な工事です。

それから落札率の低い工事については、会津学鳳高等学校の中学校校舎整備工事を選びましたが、1つには金額が大きいということと、この工事とは別ですけれども50センチの段差ということでトラブルもあったようですので選びました。

残りは条件付一般競争入札が進みましたので、その中から2人で協議をした結果、3件を選んでおります。

1つは先ほど委員長が話をしていた海岸の災害復旧工事なんですが、先ほど委員長が話したように2者の時でも4者の時でも同じ業者が落としてしまう。なんでだろうなという形で、私と岩淵さんと同じような疑問をもったものですからその中から1つだけ選んでおります。

それから4番目。同じように条件付一般競争入札ですが、国道改築工事で県南建設から1つ選んでます。

それから最後は同じように条件付ですけれども、金額が大きくてしかも落札率が比較的低いということで、しかも前に倒産か何かあった業者なんじゃなかったのかなということで選びました。

【清水委員長】

どうもありがとうございました。

それでは最初の件、環境共生領域の方から説明を簡単にやってください。

【生活環境部】

(資料2により説明)

【清水委員長】

この資料いつも出してもらっているんですが、どうもややこしいのは数字が税込みだったり、税抜きだったりするんですよ。予定価格が税込みになっているのに、入札価格は税抜きになっているわけで、ものすごく分かりにくいんです。いちいち計算して1.05で割り算して税抜きいくらなのかということと比較しているんで、何か表記に工夫をしてくれませんか。お願いしたいと思います。

1回目は不調に終わった。事後公表になっているのは、国の仕事で国はそういうことにしているとということですね。

【生活環境部】

はい。そうでございます。

【清水委員長】

普通県の事業であれば、予定価格は事前に出しますので、こういうことはないですね。

何か質問等はございますか。

【松野委員】

2点ございます。

「入札の経緯及び結果」のところでは1番上の業者さんが第2回目には辞退なさっているということなんですが、その理由は県の当局で把握しているのかどうか。それが第1点。

それから、第2点。第1回の入札額はそれぞれ細かいところではバラけたような感じにはなっているんですが、第2回目の金額をズラッと見てみますと3070万が3者、3080万が4者という形でそれぞれ集約されているという事実があるんですが、これに対して県の当局としてはどのような見解を持っているのかその辺をお聞かせいただきたいと思っております。

【生活環境部】

まず第1点の辞退された件につきましては、辞退した理由等については特に把握してござい

ません。

【清水委員長】

要するにこの価格であれば取るつもりだったけれども、これより低いのであれば降りようということなんでしょう。

そう推測することはできます。

でもいちいち辞退の理由は聞いてないんですよ。

【生活環境部】

あと、集約された金額等につきましても、同様でございます。

出されたものを集計いたしましただけで、経過等については把握してございません。

【松野委員】

私がお尋ねしたいのは、聞いた聞かないの話ではなくて、談合問題が大変な問題となって、県の当局が中心となって改革なされている状況を踏まえて、同じような金額が業者から出てくる事実に対して、県の当局としてはどういう御見解をお持ちなのかその辺をお聞きしたいということです。

【生活環境部】

たまたま集約されてように見えるかもしれませんが、出されたものについて特に追跡等ということは行っておりません。

【清水委員長】

この辺は小川さんが一番詳しいんじゃないんですか。

同じ数字が並ぶということがなぜ起きるのかということについて。

要するに積算ソフトがありまして、一定の同じソフトで数字を入れていけば、同じ数字が出てくるといことがあるんです。

その上であんばいするというのは各業者がやるということで、これは入札の場で不調に終わったのでその場で数字を出させるわけです。

だから、かれこれと細かいことをやっている時間的な余裕がないということです。

あるいは、落ちなかった場合は、2回目はこの数字を出すところからあらかじめ業者の方ではいくつか数字を用意していくんでしょうか。

その辺の具体的なやり方は詳しくありませんので。

質問ですから、ほかの方でもいいんですけど。

【松野委員】

お言葉を返すようですけども、第1回目に確定しなくて、第2回目にやったということは、要するに予定価格をオーバーしてしまったから。

【清水委員長】

そのとおりです。

【松野委員】

結局第2回目をやらざるを得なかった。

【清水委員長】

そうです。

【松野委員】

だから、要するに私が申し上げたいのは、例えば、談合しているとすれば、第1回目はこの辺でやっていこうやと第2回目で正確なところを決めていこうやということも可能なわけですよ。

委員長がおっしゃたように何種類かの数字を準備していくとすれば。

【清水委員長】

理論的にはそうです。

【松野委員】

最終的に3者も同じ4者も同じ金額を出しているということに対して、県の当局が何の疑義も考えず、感じることなく事務を進めていってしまうということに対して、私はそれこそ疑義を感じると申し上げているわけです。

【清水委員長】

実際に談合情報があるなしに関わらず、出てきた数字が極めて不自然であるとか何らかの受注調整が行われた形跡があると判断する時は調査に入るということになっているんです。

こういうケースがそれに該当するかということに具体的にはなるかと思うんです。

事務局がどう判断するかということとは別に、私達としてどうするのかということが問われるわけです。

結果的には、1番目も2番目も金額の小さい業者ですから、見ようによっては結論は最初から決まっていたと見えないこともない。

わかりました。これは質問ということでとりあえずは終わりにしたいと思えますけれどもよろしいですか。

議論は後でやりますから。

【安齋委員】

聞きたかったのがもう1つあるんですが、選んだ理由は松野委員が言うように同じ金額が並んだのは不思議だなというのが1つなんですけど、あと予定価格を事後公表したんでしょうけれども、1回目が結局予定価格をすべてオーバーしてしまっただけです。

逆にこういう工事の場合は、国立公園の中で特殊な工事ですよ。特殊な工事だということは見積もりの計算の中に入っているのかなと。入っていないからみんなこうやって100%をオーバーしちゃうんじゃないかなという疑問があったんですが、その辺どうなんでしょう。

【生活環境部】

尾瀬沼園地工事につきましては、尾瀬沼地域、つまり自動車等の運搬車両が全く入れません。

そういったことから、資材等の運搬につきましては主にヘリコプターを使う工事でございます。ヘリコプターを使って運搬する工事の積算の考え方によっては、ヘリコプターの運搬の経費については下請け者からの見積りになります。そういったヘリコプターの運搬の経費につきまして、下請け業者との交渉によっては、かなり高く出ることもあるんじゃないかなと考えているところでございます。

【安齋委員】

ヘリコプターの運搬費用は設計に織り込んであるんですか。

【生活環境部】

我々公表されている歩掛り等に基づきまして、それで積算してございまして、そういった費用につきましては、当初設計から織り込み済みでございます。

【清水委員長】

ほかに質問ありませんか。

【小川委員】

尾瀬沼の工事について、以前、類似工事を経験している業者さんというのはこの中にあるんでしょうか。

【生活環境部】

尾瀬沼地内の工事につきましては、当該業者が木道等について行ってございます。

そのほかの9者につきましては、現在やっておりません。

【小川委員】

ほかはやったことがないということですか。

【生活環境部】

やったことはないというよりも、この数年ではやっておりません。

【小川委員】

はい。わかりました。

あと私の意見としてなんですけれども、予定価格が事後公表なんですけれども、予定価格よりも高いとか高落札率だった場合には、談合だけじゃなくて、どうしてそうなったのかという、低入札価格調査というのはありますけれども、高い落札率の時は予定価格が本当に適正だったのかということも今後調査していかないと、一般競争入札になった時に参加しない業者というのがどんどん増えてきて、2者しか参加しない、3者しか参加しないということで、せっかく作った競争性が保たれないということになるので、今後はそういった調査も大変ですけれどもす

る必要があるのではないかなと思っております。

【清水委員長】

そうです。それはこの委員会の大きな課題だと思うんです。

要するに応札状況がどう変わるのかというのを見て、予定価格そのものの妥当性についても議論していきたいと思います。

ちょっと質問はこのくらいにさせてください。

次に第2件目、これは教育庁の方からお願いします。

【教育庁】

(資料2により説明)

【清水委員長】

かなり落札率は低かったということ。

金額は結構なものなんですよ。

御質問お出しいただきたいと思います。

一般競争入札では辞退というのは予想していなかったんですが、今回辞退したのはどういった事情からだったんでしょうか。

【教育庁】

事情は特に聞いておりません。

【清水委員長】

辞退したのはどの時点ですか。

【教育庁】

入札は3月15日でしたけれど、3月2日付で辞退届を提出されました。

【清水委員長】

理由は特に確認していないということですね。

【教育庁】

はい。そうでございます。

【小川委員】

最低制限価格はいくらだったんでしょうか。

【清水委員長】

事後的にも言わないということになっているんです。

まあ、75.50よりも低かったわけだ。

ほかに質問ありませんか。

【松野委員】

直接関係はないかとは思いますが、私手元に民報と民友の6月15日の記事を持っているんですが、「県が処分 会津学鳳校舎誤工事」ということで、「監督の職員に訓告」、請け負った業者が体育施設などの基礎面の高さを50センチも誤った問題ということで、大変な処分をなされたようでございますが、工事の受注業者が1か月の指名停止を受けているという記事を持っているわけなんです。こちらはグラウンドの土木工事、こちらは建物を建てる体育施設の基礎面の工事ということで、お聞きしたかったのは、入札年月日は大体同じ頃なされたんでしょうか。全然別な時にやってらっしゃるんでしょうか。

【教育庁】

今回説明いたしました入札は19年3月でございます。体育施設等は18年の7月頃であったと記憶してございます。

【清水委員長】

全く別件であると。

【松野委員】

ありがとうございました。

【清水委員長】

ほかに質問ございませんか。

ずいぶんバラツキありますね。

一番高いのが93.92%で落としたのは75.50%ですから。ただ70%台の入札の数が結構多いですね。

では、この件は終わりました3件目、相双農林事務所お願いします。

【相双農林事務所】

(資料2により説明)

【清水委員長】

これはさっき私がコメントしたものの1つですね。

【小川委員】

さきほど、一般競争入札でも同じ業者がほとんど落札しているということがありましたが、過去に港湾工事に関して指名競争でやった場合の落札業者はどこだったんでしょうか。

【清水委員長】

どうですか。指名でやっていた時期にどの辺がやっていたかということなんですけれども。

【相双農林事務所】

それは、例えば北海老地区ということですか。

【小川委員】

北海老地区とか村上地区とか地区に関してです。

【清水委員長】

ほかの種類の仕事でもですか。

【小川委員】

港湾に関してです。

【相双農林事務所】

港湾に関してといいますか、地区に限定にしますと過去にやってきたのは大体当該業者でございます。

【小川委員】

そうするとほかの業者さんが手を出しにくという状況になって、参加者も一般競争になっても少ないということは想定されるのかなという気はします。

【清水委員長】

先ほど私が1者だけだと入札が成り立たないからといったのは間違いなんですね。

特にこれから郵便入札になると、形を整えるために付き合いでほかの業者が入れるということとは意味がないということですね。

【相双農林事務所】

平成18年度の一般競争入札につきましては、1者の場合は取り止めということで、今年度からは郵便入札ということですので1者でもということになってます。

【清水委員長】

この段階では私が言ったことは間違いではなかったんですね。

【安齋委員】

選定の理由にも申し上げましたけれども、この地区の工事は大体同じ業者が請け負っているんですが、下請けにほかの業者を入れるということはないですか。

この業者が自前で全部自分でやっているんですか。

それといろんな工事を取ってますけど、技術者の数は多いんですね。

その辺をお答え願います。

【相双農林事務所】

技術者につきましては、工事ごとに別な方が付いております。

それから下請けにつきましては入っております。

かなり大きな災害で金額も大きい工事でございますので、下請けも入っております。

例えば大型のクレーンを使うとかいうこともありますので、全て自社施工ではございません。

【安齋委員】

質問は落札できなかった業者を使ってませんかということです。

【清水委員長】

やっちゃいけないことにはなってないですよ。

【相双農林事務所】

同じ業者は入っておりません。別な業者でございます。

【常松委員】

この地区の特殊性といいますが、この海岸工事の場合に、一般土木工事においても同じような傾向が見られるわけですが、資料3の9ページに21番から41番までの所ですけれども、条件付一般競争入札であるにも関わらず、先ほど委員長が指摘されたような寡占体制が出来上がっているように見受けられるわけです。

特にその中で当該業者も含まれているということで、1つは入札条件の資格の問題ですけれども、元に戻りまして12ページの資格条件については、何らかの形でこれを緩和する方法はないのかということで、緩和して業者の参入を促すという方法はないのかということと、それからもう1点は新しい応札業者が出てくるのが想定できるのかという2点について御質問したいと思います。

【清水委員長】

どう思われますかその辺。

【相双農林事務所】

平成18年度につきましてはこのようなガイドラインが県のものとして定まっておりますので、このような基準でございましたが、平成19年度よりは御存知のように条件については、非常に緩和されております。

また、それによって参加可能業者がどれだけ増えるかというのはちょっと手持ちにはないんですが、当然条件が緩くなった分多くなるのではないかと考えております。

【入札改革参事】

補足いたしますが、4月からは原則として格付等級と地域要件2つだけでございますので、それでさらに条件を付ける場合には、難易度、あとは特殊工事ということで要件を付ける工事を限定しております。

【清水委員長】

よろしいですか。ほかに質問がなければ。

【松野委員】

14ページの工事の概要なんですが、製作据付が3953個、撤去据付が336個ということとは、要するに私の理解の範囲内では、業者さんはコンクリートブロックを自分でつくって据え付けたのが3953個、336個については旧来あったコンクリートブロックを撤去して同じ個数を据え付けたと理解してよろしいんでしょうか。

【相双農林事務所】

おっしゃるとおりでございます。

【松野委員】

だとすれば、こういうことができる業者というかノウハウを持っている業者というのは県内には多数あるんでしょうか。

相当限られてくるものなんですか。

【相双農林事務所】

1998年から2007年までの10年間で海岸工事の実績ということを調べました。その中で全体で15者ほど実績がございます。内訳を申しますと県北管内が2者、相双管内が7者、いわき管内で6者ということで合わせて15者がございました。

【清水委員長】

ほかに質問は。

【安齋委員】

今の質問にちょっとダブるんですけど、異形コンクリートというのはテトラポットですね。業者さんはコンクリート部門を持っていて自分で作っちゃうんですか。

ほかの業者から買うのではなくて。

【相双農林事務所】

生コンは生コン会社から購入いたします。

請負業者はそれを打設する作業を行います。



【安齋委員】

テトラポットを製作する部門を持っているんですか。

【相双農林事務所】

型枠も型枠会社がありまして、そこから型枠を借りて、生コンを購入して打設するという形になります。

【安齋委員】

自分で製作しているということですね。

そうするともっと安くできるような気もするんですけど。

90何%高いんじゃないかなということを選んで見たんですけど。

【清水委員長】

異形コンクリートブロックというのは例のテトラポットのことなのですね。

【相双農林事務所】

1個が4トンとか5トンのブロックを3000個超を製作しますので、かなり大きなものですから、かなり広いヤードが必要になりますので、自社でそれを年中抱えているということは非常に難しいかなと思います。

【清水委員長】

もう質問はございませんか。

それでは4件目、県南建設事務所の方をお願いします。

【県南建設事務所】

(資料2により説明)

【清水委員長】

質問があれば出してください。

【松野委員】

先ほども尾瀬の件で御指摘申し上げましたけれど、本工事におきましても4者が同額で応札しているということだけでも委員会として押さえておいていただきたいと思っております。

今回は県の当局の御見解はお聞かせいただかなくても結構です。

【清水委員長】

あとで意見交換のところでこの件は話しましょう。

ほかに質問ありますか。

【小川委員】

先ほどと同じような質問になるんですが、国道349号線のこの地区のこの工区を過去に指名でやった時にやった会社はどここの会社になるんでしょうか。

【県南建設事務所】

ちょっとそこまでの手持ち資料は準備してなかったんですが。

【小川委員】

どうしても過去にある業者がやった所には手を出しにくいという、どうしても業者間の暗黙の了解というか掟があるみたいで、そうすると先ほど安齋委員がおっしゃったように同じような数字が出たり、似たような数字が出る。特に談合とまではいなくても業者さんの方で自然に遠慮というか調整を自動的にしてしまうみたいなのところがあるのかなという感じはします。

【清水委員長】

でも遠慮するんだったら、参加しなければいいんじゃないかと思うわけですよ。

指名じゃないんだから。

【小川委員】

そこを参加するというのが業界の独特の所かなという感じがしてます。

【清水委員長】

先ほど私が言った2者とか3者とかそういう場合に理論的には想定し得るんですけどね。

ここでは相当数の業者が参加していて落とすつもりのない業者がズラッと並ぶようなケースはちょっと想定しにくいと私は思います。

【小川委員】

調べてみますと、参加している業者は非常に狭い地域の業者さんなんです。

建設業協会の白河支部の会員と東白川支部の会員と1者だけ石川支部の会員が入っておりますので、常日頃顔を合わせている方ですから一声掛けてということもできなくもない関係じゃないのかなという気はします。

【清水委員長】

質問はほかにありませんか。

【松野委員】

18ページの1番上の行、設計金額が6276万と書いてあるんですが、これは予定価格のことではないんですか。

6274万8千円の誤植じゃないんですか。

1つだけ確認させていただきたい。

【県南建設事務所】

6276万円については、設計金額でございます。

【清水委員長】

それでは5件目喜多方建設の件にいきましょう。

喜多方建設事務所さんお願いします。

【喜多方建設事務所】

(資料2により説明)

【清水委員長】

配置予定技術者が要件を満たしていないということで、無資格という業者が5者出たわけですが、これは何なんですかね。

1者だけならともかく5者が間違えるということは条件の提示の仕方が不親切だったということはないんですか。

【喜多方建設事務所】

今ほどの御質問ですが、入札に係る条件設定としまして、過去15年間に監理技術者又は主任技術者にトンネル工事の工事経験があることを要件としていますが、22ページ及び23ページに審査の内容を記載しておりますが、その中の5者につきまして適正でないということで、そのうち3者につきましては、トンネル工の工事経験で監理技術者又は主任技術者の工事経験ではなかった。いわゆる担当技術者だったということで適正でないということと、工事経験としてトンネル工でなかった。トンネル工以外の工事経験だったということでこれも適正でない。それから専任で配置する技術者の工事経験の根拠資料というものが添付されていなかった。それで審査できなかったということで以上5者については適正でないという判断をさせていただいております。

【清水委員長】

あんまり見たことなかったんですが、よくあることなんですか。業者の方がきちんと確認していなかったということなんですよ。

【喜多方建設事務所】

実は私も初めての経験なんですけど、通常ですと工事実績報告書、いわゆるコリンズと言われる資料がありますが、そこに監理技術者、主任技術者という記載がございますけれどもそういうものがあるにも関わらず担当技術者の名前でもって出された会社があったということで適正でないという判断をさせていただきました。

【清水委員長】

指名する場合には、ちゃんとした所をそういった手落ちがないような業者を指名するが、一般競争入札にするとその辺ルーズなところが入ってくると考えたらいいんですかね。

【喜多方建設事務所】

その判断はわからないところであります。

【松野委員】

ただいまの委員長の御指摘に関連してなんですけど、最低制限価格というのは公表していないんですか。いくらなのかわからないんですが。

それで、20ページに落札業者が9億2270万で落札している。

そのページの下から2番目の業者を見ますと9億2011万で応札しているわけです。

ところがこの業者については、最低制限価格を下回ったために失格になったということになっているわけです。

【清水委員長】

そういうことです。

【松野委員】

ところが、この金額を比べてみますと差額が259万円しかないんですよ。

そうしますと全体的な数字からしますと0.3%の誤差の範囲で失格になってしまう業者と落札できる業者、いわゆる天と地の待遇になってしまうんですよ。

この辺は業者さんとしては納得できないのではないかと思ったんですが、その辺の御見解をお伺いしたいと思います。

【清水委員長】

この辺は1つの論点なんですけどどうですか。

見解を聞かれたので見解を述べてください。

【喜多方建設事務所】

今回は2者が最低制限価格を下回って失格になったわけですが、御指摘のとおり僅差であったということが事実でありまして、結果としてこういう風になったということで、皆さんが独自に県がどの辺に設定しているのかということも厳しく見積もりをされてねらった結果がこうなってしまったのかなとは思いますが、それ以上のことはわからないとしか言いようがないというところなんです。

【清水委員長】

最低制限価格の運用の難しさがそこにあるんです。

8割と決めてしまうとこういうことは起こらないんだけど8割のところでは並んじゃうとかいう問題が出てくるわけです。

変動させて公表しないとすると一種の博打みたいになって、たまたま下回ったのではねられてしまう。

これは今のところ制度的には運が悪かったねとしか言いようがないというわけなんです。

そこが最低制限価格の難しいところで、1つの方法としては最低制限価格ではなくて低入札価格調査制度を適用するという方法があります。

しかし、本県では一応原則として最低制限価格でいくということになってますので、今の制度ではこういうことはこれからは十分起こり得るわけです。

【杉山委員】

意見ですけれど、今の条件付一般競争入札のその辺が問題となる所なんですよ。

総合評価的なことになるとポイント数とかいう形でその点は解消される。

総合評価だから良いという形になると思うんですけれど。

詳しいことは時間がないから言わないですけれど、先ほど小川委員が言ったように、これ郡山、いわき地区の業者と会津地区の業者では90%台と70%台に分かれていて、会津は70%台、郡山といわき地区は90%台ということで、地区同業組合のつながりがここにはっきり出ていると思われまして、今後この辺のことを考えて検討すべきだと思います。

【清水委員長】

これは、郡山から出て行かなければならないのでコストが高くなるから上がったんじゃないんですか。わかりませんが。

【杉山委員】

わたしはそうは思わないですけれど。

【清水委員長】

だって一般競争入札ですからね。落とすつもりがなければ、参加する必要がないんですよ。

【杉山委員】

指名競争ではなくなっても、一気には地区同業組合の関係があるからできないんじゃないですか。

これはあくまでも私の主観ですけれど。

【清水委員長】

ほかに質問ございますか。

【安齋委員】

落札業者は民事再生法を出した会社でなかったでしょうか。

【清水委員長】

手続中であればダメですが、手続は終わっております。

【安齋委員】

終わっているんですか。だから、大丈夫なんですね。

【清水委員長】

それでは質問は終わりにいたしまして意見交換に入りたいと思います。

今の5件の入札に関して、議論をしていきたいと思います。

松野さんから先ほど同じ入札金額が並ぶような件に関してどうなんだという御指摘があるわけですが、この件に関してどうお考えになりますか。

私も前から気になっておりますのは、同じ金額が並ぶというケースは最低価格で並ぶというのは少ないんですね。なぜか最低価格は1者なんです。その他の業者で並ぶという現象が起こるんですね。これには談合があるということとは別に、何らかの必然性があるという気がしております。

先ほど言いましたように、見積もりのソフトウェアがありまして、全員同じじゃありませんが、同じものを使えば数字としては出てくると。そこからどれだけ節約できるのかということで競争がおこなわれているという部分がありまして、是非とも取ろうというところは頑張るけれども、これで落ちればいいやということでその程度の気持ちで参加している業者のような場合には出てきた数字を入れると、そうすると結果的に並ぶということは起こり得るのかなと思っております。

【安齋委員】

1番目の抽出案件の場合は、2つ考えたんですけども、1つは松野委員のいうように談合があったのかなという疑問があったんですね。同じ金額が並ぶから。

もう1つは場所がかなり難しい尾瀬沼だと。だぶんヘリポートかなと思ったんで、ヘリコプターを使って資材を搬入しますという答えだったんで、やっぱりそうだなと思ったんですけど、結局これ3234万の大半が資材運搬費じゃないのかなと。そうするとわかりませんけれども、見積もりを取ったのは1者か2者のヘリコプターの会社しかやりようがなく、どの業者が見積もりを取っても同じ金額だと。残るところは自分の労務費であまり調整できるところが少ないから、たぶん同じくなくなってしまうと。それだけ採算の悪い工事だったから1回目は予定価格をみんなオーバーして全部ダメで、2回目をやったけれども仕入れ値の見積金額がほとんど同じですから、それにいくら調整できるかとういうことで、結果的に同じだったのかなというので、ほかの案件とはちょっと同じように並んでも意味合いが違うなと私は思いました。

【清水委員長】

ですから私の見方ではこれは指名ですから、ちょっとこれから一般競争入札と事情が違うんですけども、こういう風に並んだことをもって調査が必要だという風にはやっぱり言えないんじゃないかと思えます。これだけで調査の必要ありとは判断できないのではないかと思います。

ほかに議論すべき論点がございましたら出していただきたいと思えます。

先ほどの最低制限価格の問題は論点として今後議論していくこととなると思えます。

【田崎委員】

単純なことで申し訳ないんですが、1回目がこういう風に流れたと。2回目の金額を提示する場合に、その会社はどの辺を削りやすいのかなと。つまり、例えば人件費だと削りやすいとか、下げる場合にどういうことをなされるのかなとうことを私にとってはわからないので教えていただきたい。

【清水委員長】

その辺に詳しいのはどなたですか。

杉山さんはこういうことにお詳しいんですか。

小川さんはこの辺よく知っているでしょう。

【杉山委員】

これはあくまで参考ですから、そうであるということではなくて話として聞いていただきたいんですけども、各業者は話し合いの中で、今回はAの会社はこの位、Bの会社はこの位、Cの会社はこの位と決めているんですよ。次は何を削るかというそういうのを話し合っ、2回目の金額を決め各社に指示していく、今までそういう入札が多かったんですけど、これからはそういうことは是非無くしたい。そういう事情を知っているだけに是非裏をかいて談合をなくするために委員に参加させてもらったんです。

ですから、先ほど75.5の落札率と76.57の場合と92.54と97.4、これよくこのところ選んでいただいたなと思って、明らかに私の見る範囲ではその辺の事情がわかると私なりに判断しています。これが公表するものか経緯を見ないと、こうですよと言うわけにはいかないの、一応参考までにこう考えられるという私の意見です。

【清水委員長】

田崎さんがおっしゃたのは1回目やってその場で2回目を入れるわけですが、その時に何を削るかということでしたか。

【杉山委員】

その辺で先ほどちょっと言ったんですけど、次は何を削って、金額的にどの位落としていくのかというのは、既に業者間で話し合っているんです。そして、総合的に何百万、次何百万、次何百万という段階的に金額を下げっていくわけです。

【清水委員長】

それは業者の間でということ。

【杉山委員】

はい。何を削るかということは、従来入札の件数が1件や2件の数じゃないですから、入札金額にもよりますが、何を落としたりいいのかというのはわかっているはず。

【清水委員長】

私の推測では、予定価格が事前に出ておりませんので、だから複数回入札するということは十分にあり得ると想定して業者は参加すると思うので、おそらく金額は1つではなくて2つないし3つ用意して臨んでいるんじゃないかと思います。あらかじめ各業者ともこれで落ちなかった時にはこの数字でいくと。その時に何を削るかというのは見積もりの問題ですから、その時に人件費ならば自前で何とか節約できる。資材の購入費となると勝手に落とすわけにはいかないの、あらかじめ業者と交渉しておいて場合によっては安くならないかということをお話しておくということではないんですか。

だから、安齋さん言われたように工事の種類によって資材購入費の割合が高い場合には、こちらで落とさないと何ともしようがないと。そうでない場合には別のところで削れるとかこれはいろいろでしょう。

【杉山委員】

設計金額が出て見積もりをしるということになると、実行予算を組むわけですから。実際の仕入れはどれくらい掛かるかということ。例えば外注した場合にどれくらい掛かるかということ。それで会社の利幅をどうするか、赤字まで出して取るか取らないかという形をして、大体2回3回多ければ5回くらいの金額は用意していくわけですよ。少なくともそういう形で行くはずですよ。

【羽田委員】

入札の方じゃなくて、県の職員の意識改革というものも必要じゃないかと私は思うんです。

さっきあったように入札制度そのものを変えているわけですから、辞退があったとすれば何で辞退なんだと。それは業者任せですよということじゃなくて、ここは県職員としても分析が必要なのかなと思ってます。

それから、もう1つ金額の関係です。入札そのものには影響はないとしても、やっぱりこういう部分があったとすれば、その時点で数字で整理するのではなくて、そこを聴き取り調査できるのかどうかです。

【清水委員長】

どういうケースですか。

【羽田委員】

数字が並んだ時です。

先ほど松野さんがおしゃった時に最低価格の所はこれでいいんだと。しかし、現実的に担当したらこの数字の並びというのはおかしいんです。

その時に落札しなくともその業者に聴き取りできるかどうかです。

そこら辺を県の事務レベルも意識を持って対応していかないと結果として制度をつくったから云々だけでは業者の方もピンとこないのかなと思います。

これは要望です。

【清水委員長】

よろしいですか、ほかに。

5件についての意見をこの委員会として提出する必要があるというようなことはございませんか。

【森岡委員】

基本的な質問で申し訳ないんですけども、今回の工事の中でトンネル工事と波のテトラポットという非常に特殊な技術を有するものであるために、ある一定の特定の業者さんが繰り返し受注しているという話があったんですが、技術と金額の問題を今後どういう風に考えていくのかなということをちょっと疑問に思いました。

入札の資格を4月から簡単な形にしていくといろんな方が入札できるようになると。

1つのポイントして金額というものがあって、そこで決めていく中で、工事の完成度、技術力そういう部分の充実感というかそういう評価というのは、実際の現場の中できっちりとされていくのかなということを感じました。

【清水委員長】

総合評価方式については、今後検討進めるということになりますよね。

【入札改革参事】

先ほども申し上げましたが、4月以降は格付要件と地域要件の2つのみで、特にトンネルとか橋りょうとか特殊または難易度の高い工事につきましては、例えば過去10年間に同種類の工事経験があるとかそういう要件を付けることになって品質の確保を図っていく考えであります。

あと、さらに総合評価の話がで出ましたが、18年度8件、今年度は80件程度、総合評価方式の試行がございしますが、価格だけでなく技術力を含めた評価で決定していこうという総合評価方式を試行してその結果を今年度検証したまいたいと考えております。

【清水委員長】

ついでに言いますと、総合評価方式というのは価格競争と非価格競争とを合わせるんですけども、最終的には数字なんですよね。

そういう時に非価格競争で太刀打ちできない業者は、価格競争に拍車を掛けるおそれがあるんです。

それで結果的には、低価格競争を激化させることにもなり得ると思ってまして、総合評価を具体的にどう運用するかというのは、結構難しいと思います。

これは今後の課題ということになるかと思えます。

では、5件についてこれはという意見は出さなくてもよろしいですか。

いくつか今後の検討課題ということで、論点提起があったという処理にさせていただきます。それでは、抽出案件に対する審議は終わりにいたしまして、では談合情報に関わる議題に入りましたので、傍聴の方は御退席願います。

それと事務局の皆さん御苦勞様でした。

(傍聴者退席)

《以下非公開につき概要のみを記載》

<談合情報への対応状況について(旧年度分)>

【発注機関(3機関)】

(説明)

【委員】

発注機関1の3件の談合情報については、同一人物からのものであったかどうかは確認できていないのか。

【発注機関1】

同一人物からの情報かどうかということは確認していない。

【委員】

当の人物から新聞社に通報が行われたというのはどういう方法だったのか。

【発注機関1】

新聞社の記者から電話での連絡とそれから一部は新聞社に寄せられたFAXをそのまま提供いただいた。

【委員】

そうすると発注機関1の3件で同じ人物から届いているのではないかと判断できる材料はないのか。

【発注機関1】

FAXが1件、あとは電話等での情報だったので、そこまでは確認できなかった。

【委員】

調査を月曜日として金曜日に通知し、48時間時間を与えたのはなぜなのか。

即座にやらなくては調査にならないと思う。これでは共謀する時間を相手に与えてしまう。

それと1者当たりどのくらいの時間を掛けて調査したのか。

【保健福祉部】

土・日が挟まってしまったということで、月曜日に調査することとした。

あと1者当たりの聴取時間は、15分から20分程度掛けて実施した。

【委員】

10分15分ではわからないのではないか。

【委員】

発注機関3の1件は入札を流している。

なぜかという、1回ヒアリングをして入札をやろうとした時に、もう1度そんなやり方でチェックできるかと言われたから取り止めたということだが、こういう判断というのはどうなのか。

疑いが乏しいという判断をしたら、それで通したらいいのではないか。

【発注機関3】

時期的に当時入札制度改革の流れや郡山での談合事件などもあり、そういうものが県民から求められているんだろうということで、確かに委員の言うとおりの部分もあるかとは思いますが、毅然とした態度を執ることとした。

その中で特に大きかったのは今からやり直しても原則条件付という新しい入札制度になってしまうので、この時期に敢えて4月以降に同じ形での指名というのはやはり公平性を県民にアピールするためにもできなかったというのがある。

【委員】

先ほど委員からこういった場合でも入札は執行していいんじゃないかと。それをやった上でまた調査すればいいんじゃないかという発言があったが、やはり発注機関3が言うように、むしろ疑わしきは毅然と本当なのかどうなのか、その辺をきちんと結末を付けた上で入札を実行するとか実行しないとかいうのは決めていくべきではないか。

【委員】

業界の中では、組織の規模が大きい小さいによって差別があったり、その他意見の相違ということもあって、入札のことにっては必ず不満があり、不満があるところがこういった情報を流す可能性はある。

そういったことも踏まえて各委員には検討していただきたい。

< 談合情報への対応状況について(新年度分) >

【委員】

(説明)

【委員】

何か補足はあるか。

【委員】

今回各業者からかなり詳細に話を聞いたが、先ほどから話が出ているが、地域割というかその地域で元々やっていた業者の所にはほかの業者が入り込めないとか、あとは技術的なもので過去にAという業者がやっていた場所をBという業者が新たに入るといったようなことがやりにくいというようなこともあって、意図的に談合というのではなくて、自然にそういう遠慮をしてしまったりとかそういうこともあるのではないかという感想を持った。

【委員】

部会の判断としては確証がない、証拠が十分ではないということで、その場合に2つの結論があり得たわけだが、今回は入札については無効にしないという結論である。

【委員】

指名競争入札の場合には、落札するつもりがなくても、辞退ということ避けて敢えて数字を入れるケースが結構あるということがはっきりした。

今度からは指名を止めるので、一般競争入札ということになるから辞退することの意味がなくなる。

付き合いで入れさせられることもないので、一般競争入札の方が良いのではないかと聞いたから、そうでないと言う業者もいたが、そのとおりだと言う業者もいた。

だから、応札業者がどのくらいになるかというのが大変注目されるころだと思っている。

郵便入札だと1者でもOKだということになると、1者というケースが増えてくる可能性もある。

あそこはあそこの縄張りだということになれば、みんな退いてしまって1者しか残らないというケースが増えてくる可能性はあると思う。

それが良いのかどうかというのは今後の議論だと思う。

それがもししたら一般競争入札のマイナスということでも出てくる可能性もある。

<その他>

【新委員の所属部会を決定】

杉山委員・・・再苦情調査部会

常松委員・・・談合等調査部会

【次回の抽出案件の抽出チーム、抽出テーマの決定】

抽出チーム・・・江川委員、小川委員

抽出テーマ・・・条件付一般競争入札

【次々回の抽出案件の対象期間の決定】

対象期間・・・6・7月の2か月間

【入札参加資格制限を受けている会社の関連会社への入札参加資格制限について】

【委員】

入札参加を制限された会社の子会社とか孫会社などの関係会社に入札参加資格があって、その関係会社が入札に参加した場合に問題ないのか各委員の意見を伺いたい。

調べてきたが具体的な事例もある。

今のところ国交省とかもその辺制限をしていないが、例えば連結会社に該当するとか、あるいは役員の構成があって親会社とダブっているだとか、取引が今まで下請けだったのが今後は元請けになって親会社の代わりに取るというような形で、どうも一体として考えた場合に問題があるという場合には、ある程度制限を加えた方がいいのかなという考えを持っているので、意見を伺いたい。

【委員】

現行法では別に違法ではないのか。

【事務局】

現在の規定では入札参加制限を受けた業者が、例えば合併とか会社分割とか営業譲渡をして当該有資格業者の業務を継承した場合には参加制限も引き継ぐという規定となっている。



今の委員の話だとグループ関連企業をどこまで捉えるのか、出資で捉えるのか、株式で捉えるのか、役員の兼任で捉えるのかいろいろ問題があると思う。大きな企業となればグループ関連企業というのはかなり多くなるということもある。それをどうやって網を掛けていくのかというのが問題であるのではないかと考えている。

[旧程確認等について事務連絡]

<閉会>